

滞納整理推進のためのテレビCF企画制作業務委託コンペ実施要領

1 目的

この要領は、滞納整理推進のためのテレビCF企画制作業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、制作物の品質やコスト等に関する能力を総合的に判断する審査により受託者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 名称 | 滞納整理推進のためのテレビCF企画制作業務 |
| (2) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から平成30年3月31日まで |
| (4) 概算予算額 | 1,620,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内 |

3 参加者の資格要件

企画競争に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす映像制作会社、広告代理店等とする。

なお、資格要件確認のため、愛媛県、県内全市町、愛媛県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約までの間、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第18号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「有資格名簿」という。）に登載され、登録種別に「役務の提供」として登録のある者。
（有資格名簿に登載されていない者は、企画提案書の提出前に、会計規則第53条に基づき入札参加資格の確認を受けること。）
- (4) 国又は地方公共団体等とのテレビCF制作業務の受託実績を有すること。
- (5) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 地方税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
実施要領等の配布	平成 29 年 4 月 5 日（水）から 平成 29 年 4 月 17 日（月）まで
実施要領等に関する質問受付	平成 29 年 4 月 17 日（月）17 時まで
実施要領等に関する質問回答	平成 29 年 4 月 21 日（金）17 時までに回答
企画提案書の提出	平成 29 年 4 月 24 日（月）から 平成 29 年 4 月 27 日（木）17 時まで
ヒアリングの実施	平成 29 年 5 月 9 日（火）頃
審査結果の通知	平成 29 年 5 月 15 日（月）頃

5 応募の手続き

(1) 担当窓口

愛媛地方税滞納整理機構総務課

郵便番号 790-0001

松山市一番町四丁目1番地2

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

(2) 実施要領等の配布

実施要領等は、愛媛地方税滞納整理機構ホームページに掲載するほか、平成 29 年 4 月 5 日（水）から平成 29 年 4 月 17 日（月）までの間、(1) の担当窓口において配布する。

<配布資料>

- ① 滞納整理推進のためのテレビCF企画制作業務委託コンペ実施要領(本書)
- ② 滞納整理推進のためのテレビCF企画制作業務委託仕様書
- ③ 委託契約書(案)

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問を次により受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

(1) 受付方法

① 提出書類及び提出方法

電子メールで提出すること。

提出後は必ず電話で着信の確認をすること。

※ 電子メール e-kikou@ehime-kikou.jp

② 提出期限 平成 29 年 4 月 17 日（月）17 時まで

(2) 回答方法

平成 29 年 4 月 21 日（金）17 時までに、ホームページに掲載する。

※ ホームページ <http://www.ehime-kikou.jp/>

7 企画提案書の提出

(1) 受付期間

平成 29 年 4 月 24 日（月）から 27 日（木）17 時まで

(2) 提出方法

持参のみ

(3) 提出場所

愛媛地方税滞納整理機構総務課

(4) 提出書類及び部数

仕様書のとおり

(5) 注意事項

- ① 連絡先（電話番号、メールアドレス等）を記入すること。
- ② 企画提案書の提出後においては、提出期限にかかわらず、差し替え、再提出は認められない。

8 審査方法等

(1) 審査体制

「滞納整理推進のためのテレビCM企画制作審査会」（以下、「審査会」という。）で審査を行い、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を決定する。

(2) 審査方法

- ① 審査会は、企画提案書及び応募者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ② 審査会は、評価基準をもとに 100 点満点で審査し、得点上位者から、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）とする。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は 1 事業者につき 10 分以内。詳細な日時・場所については、後日通知する。

なお、提案に必要な機器は、参加者において準備するものとする。

(4) 評価基準

審査の観点	配点
企業等のCMと差別化でき、機構の広報であることが明確か。	20 点
訴求ポイントは的確・適切に表現できているか。（CMの作成意図は明らかか。）	20 点
視聴者の関心を引くことができるか。	20 点
業務に対する熱意、誠実さはあるか。	20 点
見積内容は適切か。	20 点

(5) 審査結果

審査結果については、合否にかかわらずすべての提案者に通知する。

また、全提案者名（応募順）及び全提案者の得点（得点順）について、ホームページで公表する。ただし、応募が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。

(6) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 3の参加者の資格要件に該当しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 見積額が概算予算額を超過している場合

エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

9 契約

最適な提案者として特定された事業者と愛媛地方税滞納整理機構の間において、本業務の委託契約を締結する。

契約締結に当たっては、提案された企画・内容及び見積額について協議のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者と契約を締結するまでの間に除外要件に該当した場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 留意事項

(1) 企画提案書は提案者ごとに1案とし、その作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、返却しない。

(3) 提出された企画提案書は、愛媛地方税滞納整理機構情報公開条例等に基づき公開することがある。

(4) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

(5) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本要領で定めるもののほか、会計規則の定めるところによる。

(6) 今回制作するテレビCF等は最長3年間使用する。

滞納整理推進のためのテレビCF企画制作業務委託仕様書

1 目的

愛媛地方税滞納整理機構と県、市町が連携して滞納整理に取り組む姿勢を広く県民に周知するとともに、滞納者に対して注意喚起を促すため、メディアの中で最も伝播力のあるテレビ用のCFを制作する。

2 募集する企画提案の内容

滞納整理推進のためのテレビ放送用CFの企画制作

(1) 規格・数量

- ・ 15秒（テレビCF用）
- ・ 3本（放送時期に合わせた3タイプ）
※ 在愛媛県の民放テレビ放送局の地上デジタル放送に最適であり、これらの放送局が指定する規格形式により制作すること。

(2) 内容

- ・ 滞納整理に取り組む愛媛地方税滞納整理機構の活動を広く県民に周知するとともに、滞納者に注意喚起を促し、強く納税を勧奨するものとする。
- ・ 放送時期（予定）にあわせた効果的な内容とする。
 - 一期 6月下旬～7月上旬用（滞納処分を取組を本格化させる時期）
 - 二期 12月上旬～中旬用（滞納整理強化月間（12月）の実施時期）
 - 三期 2月上旬～中旬用（市町が機構への滞納案件移管予告を行う時期）

(3) 納品・形式

- ・ 納品日：放送時期毎の放送開始日までの指定する日
 - ・ 納品場所：オンエア用素材⇒各放送局
試写用素材⇒愛媛地方税滞納整理機構
- ※ 制作上の注意
- ・ 映像及び音源は、放送又は放映に関し著作権及び使用料等の費用が発生しないものを使用すること。若しくは、今後の使用等にかかるすべてを委託金額内に含めること。
 - ・ 試写用素材は、広報啓発を目的に使用することも踏まえ、映像及び音声を別の動画規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的及び物理的制限がないものとする。
 - ・ テレビ放送等で広報に使用する映像であるため、内容に留意すること。

3 応募書類（企画提案書）の作成

提出する企画提案書は、次の点に留意して作成・調製すること。

提出物	様式	部数	留意事項
参加申込書	様式1	1	
誓約書	様式2	1	
応募者の会社概要 及び業務実績表	様式3	1	

業務体制	様式 4	1	
企画書		5	企画書の留意事項(別紙 1)を参照
見積書 (企画書に含む。)			<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳を記載すること ・提案内容に必要な一切の経費を含めること

4 テレビ放送用 C F 制作スケジュール案

放送開始日の	4 週間前	打ち合わせ
〃	20 日前	絵コンテ等の提出・修正
〃	16 日前	決定した絵コンテに沿った映像製作
〃	10 日前	映像案提出・修正
指定する日		テレビ放送用データ納品

5 テレビ CM 連動広報 (ラジオ等) 用データの納品

(1) テレビ CM と連動させ、ラジオ・ポスター・バナーによる広報を行うので、音源及びデザインのデータを放送時期毎のテレビ C F 納品時に納品すること。

ラジオ・バナー・・・各放送時期の内容にあわせて 3 種類

ポスター・・・いずれの放送時期にも使用できるよう 1 種類

(2) C F は、YouTube で使用するので、「m p 4」形式に加工したデータを放送時期毎のテレビ C F 納品時に納品すること。

6 その他留意事項

提出された企画提案書は、事前審査を行なうので、できるだけ具体的にわかりやすく記載すること。